

天塩町低所得世帯支援給付金のご案内

- 低所得者世帯支援給付金は、**令和6年12月13日**において、住民基本台帳に記載されている住民税非課税世帯（**1世帯あたり3万円**）を支援する給付金と、住民税非課税世帯の**お子様一人につき2万円**を加算支給する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

申請の有無

世帯全員が、
令和6年1月1日以前から
天塩町にお住まいの場合

世帯の中に、
令和6年1月2日以降に
転入した方がいる場合

天塩町から
確認書が届きます。



令和7年6月30日（月）（必着）
までに必要事項を記入して
返送してください。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請が必要です

申請期間：令和7年4月9日（水）
令和7年6月30日（月）

天塩町役場福祉課窓口までお越しください。
申請書の他に、身分証明書などが必要です。

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給時期 令和7年4月18日まで申請の方 令和7年4月30日振込
令和7年4月19日以降申請の方 適宜振込予定
（町から「支給決定通知書」で支給日をお知らせします。）

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 世帯全員が、令和6年1月1日以前から天塩町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、天塩町から、給付内容や必要事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、天塩町に返送してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座情報に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- ④世帯主氏名、確認日（提出日）、連絡先電話番号を記入すること
- ⑤代理人請求の場合、世帯主と代理人の確認書類の写しを添付すること



II 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に天塩町役場福祉課窓口まで次の書類をご提出ください。



※必要添付書類

- ・申請・請求者本人の確認書類の写し（マイナンバーカード等）
- ・受取口座を確認できる書類の写し（通帳のコピー等）

住民税非課税世帯に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる

不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や

最寄りの警察署が警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

天塩町役場福祉課直通

(01632-) 2-1728



受付時間 8:30～17:15（土日祝、12/31～1/5を除く）